（契約の申込みに関する経過措置）

第八条　新規則第四条第一項第一号及び第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる退職金共済契約（中退法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。以下同じ。）の申込みについて適用し、施行日前に行われた退職金共済契約の申込みについては、なお従前の例による。

2　新規則第七十四条第一項第一号の規定は、施行日以後に行われる特定業種退職金共済契約（中退法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約をいう。以下この項において同じ。）の申込みについて適用し、施行日前に行われた特定業種退職金共済契約の申込みについては、なお従前の例による。

（解約手当金に相当する額の引渡しに関する経過措置）

第九条　新規則第三十四条第三号及び第三十五条の規定は、施行日以後に中退法第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された場合に適用し、施行日前に同号の規定により退職金共済契約が解除された場合については、なお従前の例による。

（退職金相当額の受入れ等に関する経過措置）

第十条　新規則第六十二条及び第六十六条の規定は、被共済者が平成二十六年四月一日以後に退職した場合について適用し、被共済者が同日前に退職した場合については、なお従前の例による。

（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第十一条　新規則第六十九条の五第四項及び第五項の規定の適用については、施行日以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十七号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・〇二〇
昭和十六年度	二一・二四一
昭和十七年度	二〇・四八九
昭和十八年度	一九・七六二
昭和十九年度	一九・〇六〇
昭和二十年度	一八・三八二
昭和二十一年度	一七・七二六
昭和二十二年度	一七・〇九三
昭和二十三年度	一六・四八一
昭和二十四年度	一五・八九〇
昭和二十五年度	一五・三一九
昭和二十六年度	一四・七六七
昭和二十七年度	一四・二三四
昭和二十八年度	一三・七一九
昭和二十九年度	一三・二二一
昭和三十年度	一二・四八〇
昭和三十一年度	一一・七七七
昭和三十二年度	一一・一一一
昭和三十三年度	一〇・四七九
昭和三十四年度	九・八八一
昭和三十五年度	九・三一四
昭和三十六年度	八・七七六
昭和三十七年度	八・二六六
昭和三十八年度	七・七八三
昭和三十九年度	七・三二五
昭和四十年度	六・八九一
昭和四十一年度	六・四八〇
昭和四十二年度	六・〇九〇
昭和四十三年度	五・七二〇
昭和四十四年度	五・三七〇
昭和四十五年度	五・〇三八
昭和四十六年度	四・七二三
昭和四十七年度	四・四二五
昭和四十八年度	四・一四二
昭和四十九年度	三・八七四
昭和五十年度	三・六二〇
昭和五十一年度	三・三七九
昭和五十二年度	三・一五一